（廃止の届出）

第四十四条　法第四十八条の五第四項の規定による廃止の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

一　届出者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二　届出に係る動植物園等の名称及び所在地

三　認定を受けた年月日

四　廃止の年月日

五　廃止したときに現に当該認定希少種保全動植物園等において取り扱う希少野生動植物種の種名及び当該種ごとの個体数並びにその処置の方法

（認定の更新）

第四十五条　法第四十八条の六第二項において準用する法第四十八条の四第二項から第四項までの規定により、法第四十八条の六第一項の認定の更新を受けようとする場合は、第三十六条から第三十九条までの規定を準用する。

（記録及び報告）

第四十六条　法第四十八条の七の環境省令で定める事項は、希少野生動植物種ごとに実施された飼養等及び譲渡し等の内容、法第四十八条の四第二項第三号から第六号までに掲げる事項を変更した場合（法第四十八条の五第一項の規定による変更の認定又は同条第三項の規定による変更の届出を要する場合を除く。）にあってはその内容その他必要な事項とする。

2　法第四十八条の七の規定による報告は、少なくとも毎年度一回行わなければならない。

（法第四十八条の十一第二項の証明書の様式）

第四十七条　法第四十八条の十一第二項の証明書の様式は、様式第九のとおりとする。

第五章　雑則

（法第五十条第二項の証明書の様式）

第四十八条　法第五十条第二項の証明書の様式は、様式第十のとおりとする。

（国等に関する協議の適用除外等）

第四十九条　（略）

第五十条　法第五十四条第二項の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一　国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等をする場合であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

ニ　傷病により緊急に保護を要するため捕獲をした個体（動物に限る。）であって、傷病その他の理由によりその生息地に適切に放つことができず、かつ、法第十条第一項の目的で飼養をすることができないと認められるものをやむを得ず殺傷する場合（あらかじめ、環境大臣に通知したものに限る。）

ホ　（略）

ヘ　個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をする場合であって次に掲げる行為に伴うもの

(1)　第一条の五第四号イからオまで（ウを除く。）に掲げる行為

(2)　（略）

ト　（略）

二・三　（略）

2・3　（略）

（新規）

（新規）

（新規）

第四章　雑則

（法第五十条第二項の証明書の様式）

第三十五条　法第五十条第二項の証明書の様式は、様式第八のとおりとする。

（国等に関する協議の適用除外等）

第三十六条　（略）

第三十七条　法第五十四条第二項の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一　国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等をする場合であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

（新規）

ニ　（略）

ホ　個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をする場合であって次に掲げる行為に伴うもの

(1)　第一条の二第四号イからオまで（ウを除く。）に掲げる行為

(2)　（略）

ヘ　（略）

二・三　（略）

2・3　（略）